

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う感染対策について

－第三者認証制度認証店の皆様へ－

- 国では、3月31日、5月8日以降の感染症の位置づけ変更に伴い、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の基本的感染対策の考え方について」を公表しました。
- 本年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、道の第三者認証制度は廃止されることとなります。このため、**今回、国が公表した感染症法上の位置づけの変更後の基本的感染対策の考え方により、事業者は、自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなります**ので、次のとおりお知らせします。

今後の国の方針について

5月8日以降、基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止された場合、日常における基本的感染対策について、以下の観点を踏まえた対応に転換されます。

- ① マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、**個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。**
- ② 国として一律に求めることはなくなり、**個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。国は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。**

位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方

○ マスクの着用

・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。

※高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨（医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時など）

※「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日）を参考としてください。→https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

○ 手洗い等の手指衛生、換気

・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。

○ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

・流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。

※基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下の感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮。

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策の有効性（飛沫感染対策、エアロソール感染対策、接触感染対策）
- ・実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複、代替可能性など

業種別ガイドラインの廃止に際しての留意事項

- ① 業種別ガイドラインの廃止後においても、各業界等において新型コロナウイルス感染症対策として自主的な取組を検討する場合には、必要に応じ、「位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方」を参考としてください。

※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げません。

※「基本的な感染対策の考え方」は、こちら→<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>

- ② これまで**業種別ガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症対策として活用してきた備品等（※1）及び職場での取組（※2）の取扱いについては、感染対策や業務効率化等の観点から、利用者・従業員の意向等も踏まえ、各事業者又は業界ごとに適宜判断をお願いします。**

※1 備品等の例 ～検温器、パーティション、二酸化炭素濃度測定器

→これらの取扱いとしては、引き続き感染対策として活用・保管することや、感染対策上不要となったものにつき、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）すること等が考えられます。

また、**補助金等により取得した（または効用の増加した）財産を処分する場合には、交付行政庁が定める一定の要件（補助対象財産の取得価格が単価50万円未満等）を満たす必要があるため、その取扱いについては交付要綱等をご確認いただき、必要に応じ交付行政庁にお問い合わせ下さい。**

※2 職場での取組の例 ～テレワーク、時差出勤、テレビ会議

※「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について」(R5.3.31付け事務連絡:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)を基に、北海道経済部経済企画課において作成。